平成２２年（フ）第６７６号
札幌市東区北22条東15丁目２番16―102号
債務者　中澤　宏治
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３３号
札幌市北区新川５条１丁目４番15号
債務者　佐々木重男
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７６５号
札幌市清田区北野６条１丁目12番10号
債務者　舩山　正子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８５号
札幌市豊平区中の島１条１丁目１番５―203号
債務者　梨澤　有希
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８８号
札幌市中央区南３条西26丁目２番３号　ポプラ荘５号
債務者　立川　純二
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８９号
札幌市中央区南３条西26丁目２番３号　ポプラ荘５号
債務者　立川　紀子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０８号
札幌市厚別区もみじ台北４丁目６番18―401号
債務者　植木美栄子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７号
群馬県高崎市吉井町小串16番地
債務者　萩野いづみ
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第７７号
群馬県高崎市問屋町１丁目７番地３　アムールタウン高崎たやの家2607号、住民票上の住所群馬県高崎市中居町２丁目４番地14
債務者　井上　博之
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第８６号
群馬県高崎市吉井町矢田862番地11
債務者　松田　　寿
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第８７号
群馬県高崎市上並榎町1243番地１
債務者　渡邊　　淳
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第９０号
群馬県高崎市高関町395番地８
債務者　森田　成子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第９８号
群馬県高崎市箕郷町上芝836番地２　ラピアッツァ２Ａ号
債務者　森澤まゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１０８号
静岡県御殿場市東田中1016番地の11　サンシティマルエイ202
債務者　三宅　紀雄
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９４号
愛知県江南市藤ケ丘１丁目１番地１　江南団地13棟504号
債務者　宮下　和子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２２号
三重県多気郡明和町大字大淀乙663番地１
債務者　西村多美子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２６号
三重県松阪市田村町458番地19
債務者　池田美樹子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
津地方裁判所松阪支部